

手 当 等 の 一 覧 表

(令和7年4月1日現在)

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
敬老金（市）・敬老祝い品（県）	8月1日現在で以下に該当し、市内に居住する方 ・米寿（数え88歳） ・白寿（数え99歳） ・数え100歳以上	市 ・米寿 10,000円 ・白寿及び数え100歳以上 30,000円 県 数え100歳 記念品	8月 9月	市・県・国の制度 高齢障がい支援課
老人の日記念品（国）	大正13年4月1日から大正14年3月31日までの間に出生した者であって、令和6年9月1日現在において存命の方	国 お祝い状及び記念品	9月	
特別障害者手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者を除く。 ※所得制限あり。	身体障がいと知的障がいを合併している者で常時特別の介護を必要とする方 身体障がい又は知的障がいであって常時特別の介護を必要とする方 精神障がい、肝臓又は血液疾患等で常時特別の介護を必要とする方	A 月額 36,440円 B 月額 30,640円 C 月額 29,590円	5月 8月 11月 2月	国の制度 高齢障がい支援課 ※左記金額には次の県特別障害者等手当を含む。 特別障害者手当 A種 6,850円 B種 1,050円 その他 A種 6,900円 B種 1,150円
経過的福祉手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者を除く。 ※所得制限あり。	従来福祉手当受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	A 月額 23,000円 B 月額 17,250円 C 月額 16,100円		
障害児福祉手当（20歳未満） ※社会福祉施設入所者を除く。 ※所得制限あり。	1級の身体障がい児 2級の身体障がい児の一部（常時介護が必要な者） IQ20以下の知的障がい児	A 月額 23,000円 B 月額 17,250円 C 月額 16,100円		
在宅重度障害者手当 ※社会福祉施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者を除く。	1級～2級の重度身体障がい者 IQ35以下の知的障がい者 3級の身体障がい者でIQ50以下の合併症の方 ※65歳以上で初めて障害者手帳を取得された方を除く。所得制限あり。	・1種重度障がい者 月額 15,500円 ・2種重度障がい者 月額 6,750円	4月 8月 12月	県の制度 高齢障がい支援課
心身障がい者扶助料	①身体障がい者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③介護保険法の要介護4・5 ④精神保健福祉手帳所持者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※重複受給は不可	・①1級～3級 ②全員 ③全員 ④1級 月額 6,500円 ・①及び②のうち福祉手当受給者 ④2級 月額 4,300円 ・①4級～6級 ④3級 月額 3,400円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課
特定疾病り患者扶助料	県が定める特定疾患医療給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている方 ※心身障害者扶助料との重複受給は不可	月額 6,500円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
児童手当	高校卒業（18歳に達する年度の3月31日）までの児童を養育している方 ※申請の翌月分から対象、 所得制限なし	・0歳～3歳未満：15,000円 （第3子以降30,000円） ・3歳以上～高校生年代まで ：10,000円 （第3子以降30,000円）	2月 4月 6月 8月 10月 12月	国の制度 こども若者支援課
児童扶養手当	離婚等で父か母がいないか、父か母が重度の障がい（1～2級程度）などの状態にある18歳以下の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から対象、 所得制限あり	全部支給の場合 ・児童1人…46,690円 ・児童2人…57,720円 一部支給の場合 所得に応じて変動 ※監護養育する児童が1人増すごとに加算あり。	5月 7月 9月 11月 1月 3月	国の制度 こども若者支援課
特別児童扶養手当	重度又は中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から支給、 所得制限あり	・1級（療育手帳A判定、身体障害者手帳1、2級程度） 月額 56,800円 ・2級（療育手帳B判定、身体障害者手帳3、4級（一部）程度） 月額 37,830円	4月 8月 11月	国の制度 高齢障がい支援課
愛知県遺児手当	県内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、 所得制限あり	児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県の制度 こども若者支援課
大府市遺児手当	市内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、 所得制限あり。	児童1人につき月額3,500円 対象期間：申請開始から5年間 6年目以降 対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 11月	市の制度 こども若者支援課
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	就職やスキルアップのため、事前に指定を受けた講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件をすべて満たす方 ・市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・母子・父子自立支援プログラム策定等を受けている方 ・講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方 ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ※事前相談必要	【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の60%相当額（上限200,000円、下限12,001円） ※専門実践教育訓練給付金対象講座を受講する場合（上限400,000円×修業年数 最大1,600,000円）なお受講終了後1年以内に資格取得し、かつその資格を活かした就職等した場合は25%の追加支給あり 【雇用保険該当者】 上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額	受講終了後	国の制度 こども若者支援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等	就職や転職のため、養成機関に6か月以上の通学をする母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件をすべて満たす方 ・市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・児童扶養手当受給者または本人所得が所得制限未満の方※所得水準超過1年以内であれば支給対象 ・適職に就くために対象資格を取得することが必要と認められる方 ・仕事（育児）と修学との両立が困難と認められる方 ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方 ※事前相談必要	・高等職業訓練促進給付金 全期間（上限48月） 住民税非課税世帯 月額 100,000円 住民税課税世帯 月額 70,500円 ※修学最終の12か月は月額 40,000円加算 ・高等職業訓練修了支援給付金（1回のみ） 住民税非課税世帯 50,000円 住民税課税世帯 25,000円	毎月 受講終了後	国の制度 こども若者支援課
災害見舞金	震災・風水害、火災、水難死亡事故等で災害を受けた方	・死亡見舞金 1級200,000円 2級100,000円 ・物損見舞金 1級160,000円 2級80,000円 3級30,000円	災害が発生したその都度	市の制度 地域福祉課
在日外国人福祉給付金	制度上無年金となっている外国人の高齢者及び重度心身障がい者	・高齢者 月額10,000円 ・障がい者 月額20,000円	9月 3月	市の制度 地域福祉課
災害弔慰金	自然災害により死亡した市民の遺族 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・死亡者が支給対象者の主たる生計者であった場合 5,000,000円 ・上記以外 2,500,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた市民 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・支給対象者が、負傷当時属する世帯の主たる生計者であった場合 2,500,000円 ・上記以外 1,250,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災世帯	・基礎支援金 住宅の被害の程度（①全壊、②半壊解体・敷地被害解体、③大規模半壊、④中規模半壊いずれか）による。 ・加算支援金 基礎支援金に加え、住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）により支給 ※両支援金とも複数世帯・単数世帯により金額の差異あり。	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課

負担の軽減等一覧表

(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
所得税の軽減	令和5年分所得税について 障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除 障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 350,000 円が所得から控除	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、ねたきり老人及び戦傷病者のいる家庭	勤務先の事業所で年末調整又は半田税務署で所得税の確定申告（証明書の提出、手帳の提示）
地方税 (市民税県民税) の軽減	令和7年度市民税県民税について 障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除。また、前年分の所得が 1,350,000 円以下の障がい者は、市民税県民税は非課税 障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 230,000 円が所得から控除	同上	税務課で市民税県民税の申告（証明書の提出、手帳の提示） ※上記所得税の軽減手続きを行っていれば、税務課での手続きは不要
自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の減免	一定の要件に該当する身体障がい者及び戦傷病者が自ら運転する自動車並びに重度の身体障がい者及び戦傷病者又は知的障がい者、精神障がい者のために当該障がい者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合（重度身体障がい者で年齢18歳未満の者、又は知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む。）における当該自動車の取得にかかる税が減免	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者	名古屋東部県税事務所（手帳及び運転免許証の提示、本人及び運転者の住民票）

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
自動車税種別割及び 軽自動車税種別割の 減免	減免される要件 ①一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者 精神障がい者又は戦傷病者が所有し、それらの者が運 転する軽自動車の保有に係る税を減免 ②一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者、 精神障がい者又は戦傷病者が所有（年齢が 18 歳未満 の重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者 と生計を一にするものが所有する場合を含む。）し、 それらの者と生計を一にする者又はそれらの者（身体 障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者 のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する 者が運転する軽自動車の保有にかかる税を減免	同上	【自動車税種別 割の場合】 知多県税事務所 【軽自動車税種 別割の場合】 税務課 ※手帳及び運転 免許証の提示。 毎年 5 月末（休 日及び祝祭日の 場合はその翌 日）の自動車 税・軽自動車税 種別割の納期限 までに必要書類 と共に申請が必要。
郵便料の免除	点字出版物郵便は無料	視覚障がい者	郵便局
福祉タクシー料金の 助成券の交付	①重度障がい者に初乗料金を助成（自動車税の減免を 受けている人と人工透析通院費助成者は除く。）する ためのタクシー券を交付 年間 2 4 枚（リフト付きは年間 12 枚） ②要介護 3・4・5 認定者に、リフト付タクシー券を 交付 年間 2 4 枚	重度身体障がい者 重度知的障がい者 要介護 3・4・5 認定者	高齢障がい支援 課
タクシー初乗り料金 の助成券の交付	市内在住かつ在宅の 8 5 歳以上の高齢者にタクシー初 乗り料金の助成券を交付。 年間 2 4 枚	8 5 歳以上の者	高齢障がい支援 課
J R 運賃の割引	割引率は 5 割 ①普通乗車券 第 1 種障がい者は単独又は介護者とともに、第 2 種障がい者は単独で乗車する場合（単独の場合 は 1 0 0 km を超える区間に限る） ②定期乗車券 第 1 種障がい者及び 1 2 歳未満の第 2 種障がい 者が介護者とともに乗車する場合 ③回数乗車券、急行券 第 1 種障がい者が介護者とともに乗車する場合	身体障がい者 第 1 種・第 2 種 知的障がい者 第 1 種・第 2 種 精神障がい者 第 1 種・第 2 種	J R
J R 無賃乗車船券類 引換証（特急・急行 券）の交付	交付枚数は、障がいの程度によって異なります。	特別項症から第 4 目症 までの戦傷病者	J R

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
J R 定期運賃の割引	通勤定期運賃 3 割引（通学定期は対象外）	児童扶養手当受給世帯	こども若者支援課で証明発行
私鉄運賃の割引	各私鉄で定める	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	各私鉄営業所
航空旅客運賃の割引	各航空会社で定める。	身体障がい者 知的障がい者等	各 航 空 会 社 支店、営業所及び指定代理店
有料道路通行料金の割引	通勤、通学、通院等の日常活動のため有料道路を通行する場合 ①適用範囲…全都道府県 ②割引率…50%以内	(1) 自ら運転をする場合…身体障がい者（障がい程度及び部位は問わない。） (2) 介護者が運転をする場合…第 1 種身体障がい者、第 1 種知的障がい者	高齢障がい支援課
NHK 受信料の免除	全額免除 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税であること。 半額免除 ・視覚・聴覚障がい者及び 1 ～ 2 級の身体障害者手帳又は A 判定の療育手帳又は 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者及び第 1 款症（旧 7 項症）以上の戦傷病者が世帯主の場合（ただし、戦傷病者については県障がい援護課長が認める場合）	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者	高齢障がい支援課
身体障がい者用自動車改造費の補助	上肢、下肢、体幹機能障がい者が就労等のために自動車を運転する場合、その自動車の改造に要する経費を補助する。（※所得制限有） 限度額…100,000 円	身体障がい者	高齢障がい支援課
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	新築された日から 10 年以上経過した住宅で、一定の要件を満たした場合には、令和 8 年度分の対象住宅に係る固定資産税額の 3 分の 1 に相当する額を減額。工事完了後 3 か月以内に申告が必要 減額措置の適用は一回限り 《要件の概要》 ① 1 戸当たりのバリアフリー改修工事費の自己負担額が 50 万円超 ② 申告時に、65 歳以上の方、要介護・要支援者、障がい者のうち、いずれかに該当する方が居住していること。 ③ 浴室、便所の改修、手すりの設置、段差解消等の住宅改修工事が行われていること。 ④ 改修後の住宅の床面積が 50㎡以上 280㎡以下であること。 ⑤ 令和 7 年 12 月 31 日までに工事が完了していること。	住宅の持ち主	税務課